

埼玉県立大学同窓会規約

第1章 総則

第1条 本会は埼玉県立大学同窓会と称する。

第2条 本会は、事務局を埼玉県立大学内に置く。

第3条 本会は、会員の相互の福祉と親睦を深め、学内外の連携と統合を図るとともに、大学の進展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び親睦に資する事業
- (2) 会員名簿の管理
- (3) ホームページの管理運営
- (4) その他必要と認められる事業

第2章 会則

第5条 本会の会員を次のとおりとする。

- (1) 正会員：埼玉県立大学保健医療福祉学部の学生及び卒業生、埼玉県立大学保健医療福祉学研究科の学生及び修了生
- (2) 特別会員：正会員以外の埼玉県立大学現・旧教職員
- (3) 埼玉県立大学短期大学部会会員

第6条 本会は、正会員から会費を徴収することができる。会費は、2,000円とし、徴収の方法はその都度役員会が別に定める。

第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 書記 1名以上
- (4) 会計 1名以上
- (5) 監査 1名以上

2. 役員は会員の中から選出する。

3. 役員は役員会で3分の2以上の賛成により罷免される。

第8条 会長は本会を代表し会の運営を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長が会務を執行できないときはその職務を代行する。
3. 書記は議事録等を作成する。
4. 会計は本会の会計を執行する。
5. 監査は会計を監査する。

第9条 役員の任期は2年とし、次期役員の決定までその任に当たる。ただし再任を妨げない。

第4章 評議員

第10条 卒業期毎（在学中は除く。）に各学科1名以上・研究科1名以上評議員を選出する。

2. 在学中の学生から評議員を2名選出することとし、原則として、自治会会長及び副会長が務めることとする。

第11条 評議員は会員の連絡調整の任にあたる。

第5章 会議

第12条 会議は、役員会及び総会とする。

第13条 役員会は第8条に基づく役員をもって構成する。

2. 総会は役員及び評議員をもって構成する。

第14条 役員会は、次の事項について議決する。

- (1)事業の計画及び実施、予算及び決算の審議
- (2)会誌等の発行
- (3)会則の改正
- (4)その他本会の運営に関する重要な事項

第15条 役員会は会長または役員の3分の1以上が必要と認めたとき会長が召集する。

2. 総会は毎年定期総会を開催する。なお会長は必要に応じて臨時に総会を開催することができる。
3. 総会は役員及び評議員の10分の1以上の出席(委任者含む)により成立する。

第16条 役員会の議長は会長がこれにあたる。

2. 総会の議長は出席した構成員の中から選出する。

第17条 会議の議事は当日出席した構成員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第6章 部会

第18条 本会に、別表のとおり部会を置く。

2. 部会には、部会長を置き、第10条第1項で規定する評議員の中から互選により選出する。
3. 部会は、第4条第1項に規定する事業を行う。
4. 第2項及び第3項の規定については、短期大学部会を除く。

第7章 会計

第19条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入を持ってこれにあてる。

第20条 本会の資金は、会計が管理する。

第21条 本会の会計は、会計年度毎に会計監査を受ける。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 会費の変更に関しては、総会の承認を得なければならない。

第8章 雑則

第24条 この会則の他、必要な細則は役員会の議決により会長が別に定める。

第25条 会則は総会出席会員の3分の2以上の賛成で改正することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年3月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年10月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表

部会名
看護学科部会
理学療法学科部会
作業療法学科部会
社会福祉学科部会
健康行動科学専攻部会
検査技術科学専攻部会
口腔保健科学専攻部会
短期大学部会
大学院部会